

## 新潟市亀田総合体育館広告付き区内案内地図設置事業者募集要項

新潟市亀田総合体育館に広告付き区内案内地図を設置する事業者を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

### 1. 目的

新潟市亀田総合体育館において、区内地図、館内フロア図及び企業広告を提供することにより、利用者の利便性向上を図るとともに、広告掲載から得られる収入を市民サービスの向上に活用します。また、地元企業等の広告を掲載することにより、地域経済の活性化を図ります。

### 2. 事業内容

「新潟市亀田総合体育館広告付き区内案内地図設置事業仕様書」のとおり

### 3. 設置場所

- (1) 所在地 新潟市江南区茅野山3丁目1番13号  
新潟市亀田総合体育館1階 ホワイエ内
- (2) 開館時間 ①体育館・トレーニングルームほか  
(月曜日～土曜日) 午前9時～午後9時30分  
(日曜日・祝日) 午前9時～午後6時  
②室内温水プール  
(月曜日～土曜日) 午後1時～午後9時30分  
(日曜日・祝日) 午前10時～午後6時
- (3) 休館日 ①毎月第1・2・5月曜日(祝日の場合は翌平日)  
※大会等により変更になる場合あり  
②12月29日～翌年1月3日(年末年始に臨時開庁する場合あり)
- (4) 利用者数 亀田総合体育館の利用者数(平成30年度～令和4年度)

年度	利用者数(武道場・多目的運動場除く)
平成30年度	351,316人
令和元年度	327,429人
令和2年度	113,958人
令和3年度	183,219人
令和4年度	231,368人

### 4. 期間

案内地図設置にあたり、本市と市有財産賃貸借契約を締結していただきます。貸付期間は令和6(2024)年1月31日から5年間とします。

### 5. 応募資格要件

以下に掲げる事項をすべて満たすものとします。

- (1) 新潟市内に本社（店）又は支店、営業所を有すること。
- (2) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置等を受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 新潟市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 6. スケジュール

本件事業者選定に関するスケジュールは、次のとおりとします。なお、下記の表に記載する期日等に変更が生じた場合は、応募者に対してあらためて通知します。

内容	期日
令和5年9月 1日（金）	公募開始
令和5年9月 7日（木）	質問提出期限
令和5年9月12日（火）	質問回答期限
令和5年9月15日（金）	参加表明書（別添 様式1）及び暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書及び暴力団の排除に関する誓約書添付資料名簿（役員等一覧表）（別添 様式3）受付終了
令和5年9月21日（木）	企画提案書等受付終了 ※前述の「（別添 様式1）」及び「（別添 様式3）」以外の書類提出となります。
令和5年9月下旬	選定委員会にて事業者決定
令和5年10月上旬	選定決定通知書送付

## 7. 応募方法

以下の書類を郵送（必着）または直接持参により、期限までに提出してください。

### (1) 提出書類

	提出書類	部数	備考
1	参加表明書	1部	別添 様式1
2	会社概要（パンフレット等）	1部	任意様式
3	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	1部	申込日前3ヶ月以内に発行されたもの（写し可）
4	法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3の3）	1部	
5	新潟市税の納税証明書 （新潟市入札参加申込用）	1部	受付開始日前1ヶ月以内に発行されたもの（写し可）
6	企画提案書	各	任意様式

	<必須掲載事項> ①企画概要及びPR ②設置イメージ図（寸法等） ③設置までのスケジュール（広告主募集、搬入設置等） ④メンテナンス体制（地図の更新方法、作業内容、頻度等） ⑤過去5年間における同種又は類似業務の実績（事業年度、自治体名等） ⑥自社の広告審査基準の有無（有る場合はその概要も） ⑦広告内容等に問題がある場合の対応（対応までの日数等） ⑧安全対策（転倒防止策、悪戯防止策等） ⑨環境への配慮（省エネ対策等）	6部	
7	貸付料（広告分）提案書	1部	別添 様式2
8	暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書及び暴力団の排除に関する誓約書添付資料名簿（役員等一覧表）	1部	別添 様式3

(2) 提出先 〒950-0195 新潟市江南区泉町3丁目4番5号  
 新潟市江南区役所産業振興課 商工観光・文化スポーツグループ  
 電話：025-382-4689  
 FAX：025-381-7090  
 メール：sangyo.k@city.niigata.lg.jp

(3) 提出期限

提出書類	提出期限
参加表明書及び暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書及び暴力団の排除に関する誓約書添付資料名簿（役員等一覧表） ※前述の「（別添 様式1）」及び「（別添 様式3）」	令和5年9月15日（金）
企画提案書等（参加表明書及び暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書及び暴力団の排除に関する誓約書添付資料名簿（役員等一覧表）以外の提出書類） ※前述の「（別添 様式1）」及び「（別添 様式3）」以外	令和5年9月21日（木）

※受付時間は午前8時30分から午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）です。

(4) 応募にあたっての留意事項

- ・本事業への応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・提出書類の返却は行いません。

- ・本市が必要と認める場合は、応募者に追加書類の提出を求めること、又は提出書類について問い合わせることがあります。
- ・本件に係る情報公開請求があった場合は、新潟市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- ・参加申込書（様式1）を提出期限までに提出した者であっても、「(1) 提出書類」の表に記載された書類の提出が期限内になかった場合は、本件プロポーザルへの参加を棄権したものとみなします。

## 8. 企画提案に関する質問と回答

企画提案書等の作成にあたっての質問を電子メールで受け付けます。なお、確認のため、電子メール送付後に電話連絡をお願いします。質問の回答は市ホームページで公開します。

質問に対する回答は、本要項、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなします。

- (1) 質問受付期間 令和5年9月7日（木）午後5時まで
- (2) メールアドレス sangyo.k@city.niigata.lg.jp
- (3) 質問に対する回答 電子メールで回答し、市ホームページで公開します。

## 9. 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「貸付料（広告分）提案書（別添 様式2）」に記載の額が100,000円未満の場合
- (2) 提出期限に遅れた場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 信義に反する行為、または選定の公平性を害する行為があった場合

## 10. 事業者の決定方法

### (1) 選定方法

- ・新潟市亀田総合体育館広告付き区内案内地図設置事業者選定委員会を設置し、事業者の選定を行います。選定委員会による選定は非公開とします。
- ・提出いただいた資料に基づき、一者を選定します。次項「審査項目と評価基準」により審査及び必要に応じてヒアリング等を実施し、総合的に評価します。なお、提出書類や提案内容について、無断で選定以外の目的に使用することはありません。
- ・選定の結果、一定の評価に達した事業者がない場合は、適格者なしとします。

### (2) 審査項目と評価基準

審査項目	評価基準	配点
実施体制	本事業の趣旨・目的への理解、設置スケジュール、管理体制、過去の同種・類似実績	50/200
案内地図本体	見やすさ・分かりやすさ、独自提案・創意工夫、広告審査体制、安全対策、省エネへの配慮	70/200
広告料	貸付料（広告分）金額の多寡	80/200

### (3) 選定結果通知

- ・選定結果については、決定後速やかに応募者全てに通知します。選定の経過、結果に関する異議及び問い合わせには応じられません。
- ・本市ホームページ上においても、決定事業者を公表します。

### 1 1. 協定の締結及び賃貸借契約の締結等

- ・選定された事業者は、当事業の実施にあたり、本市と速やかに協議を行い、設置・運用等に係る協定を締結するものとします。その際、協議のうえ、企画提案の一部を変更する場合があります。また、協議の結果、設置に至らない場合があります。
- ・選定された事業者は、設置にあたって、本市と市有財産賃貸借契約を締結し、貸付料を納付いただきます。また、別途、使用電気料の実費相当額を納付いただきます。

### 1 2. 広告について

本事業に係る広告取扱業務については、「新潟市広告掲載要項」及び「新潟市広告掲載基準」、その他本市が定める規定により行うものとし、市は、同要項等に基づき広告掲載前に事前審査を行うものとします。

### 1 3. その他

本要項のほか、地方自治法、地方自治法施行令、新潟市財産条例、新潟市公有財産規則、その他本市が定める規定、関係法令等によります。

#### 附則

この要項は令和5年9月1日から施行し、決定事業者との協定締結日をもって、その効力を失うこととします。

#### 【問い合わせ先】

新潟市江南区産業振興課

商工観光・文化スポーツグループ

電 話：025-382-4689

F A X：025-381-7090

メール：sangyo.k@niigata.lg.jp